

犬山市住宅リフォーム補助金に係る提出書類一覧表（2021年4月～）

種別	提出書類	チェック	備考	交付窓口
交付申請	親子関係を証明する書類（同居の場合）		戸籍謄本 ※親子関係が確認できるもの	本籍を置く 市町村
	リフォームを行った後において居住する者全員に係る住民票の写し		世帯全員の住民票の写し（続柄・本籍記載のもの）又は戸籍の附票等【多子世帯に該当口】	市民課
	補助対象事業費の内訳が分かる書類		契約書（案）、見積書など 工事内容の分かるもの	事業者等
	位置図、改修計画図等事業概要を明らかにする図面		位置図、その他内容が分かるもの	事業者等
	調査承諾書		リフォーム後に居住する者全員の自署又は記名押印「（別紙）申請者等」の添付	—
	その他市長が必要と認める書類		建築確認済証の写し等（紛失等の場合は 応相談）	
		建物の所有の分かる書類（建物登記簿謄本、課税明細書など）	—	
		申請後に多子世帯に該当する場合は母子手帳（写し）	—	
完了実績報告	契約書関係		工事契約書又は売買契約書（写し）	事業者等
	図面等		位置図、内容・施工箇所が分かるもの（写真可）	事業者等
	写真		工事着工前および完了後のもの（工事箇所の分かるもの2面程度）	事業者等
	支払の関係書類		領収書又は請求書（写し）	事業者等
	居住するもの全員の住所異動後の住民票の写し		申請時より内容が変更した場合のみ【多子世帯に該当口】	市民課
	一部が転入できない場合の理由書		該当者のみ	—
	軽微な計画変更の内容がわかる書類		該当者のみ（補助対象事業費について交付申請時より変更が生じている場合等）	事業者等
	親世帯の住宅等を取り壊しなど証明する書類		該当者のみ： 滅失登記又は家屋取壊し届出書（写し） 売買契約書（写し） 賃貸契約解除の証明（写し）	事業者等
	その他市長が必要と認める書類		申請後に多子世帯に該当する場合は母子手帳（写し）	—
請求	申請者名義の通帳の写し		交付請求書の口座確認	—